

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類		装備品等仕様書	
	性質による分類		個別仕様書	
物品番号			仕様書番号	
品名  又は  件名	カタログ製品		4補LPS-Y00001-11	
			作成	平成 2年 11月 5日
			改正	令和 3年 3月 25日
				令和 5年 3月 30日
作成部隊等名	第 4 補給処			

## 1 一般事項

### 1.1 一般事項

この仕様書は、カタログ製品の調達について規定する。調達品目表に示すカタログ製品の仕様は、箇条3に規定する事項を除き製造業者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習（以下、“業者規格等”という。）による。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。

#### 1.2.1

##### 有効期限、有効期間

品質を保証する使用期限（期間）又は、消費期限（期間）

#### 1.2.2

##### 期限付品目

C&LPS-Y00007の4.8に該当しない有効期限又は、有効期間が定められている製品

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 規格

NDS Z 0001 包装の法則

品名	カタログ製品
----	--------

## b) 仕様書

- C&LPS-A00004 航空機用部品包装共通仕様書
- C&LPS-E00037 通信電子関係物品包装共通仕様書
- C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

## c) 法令等

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号 令和3年1月21日）

## 2 品名等

この仕様書で調達する製品の品名、数量等は、調達品目表に示す。

## 3 特別な要求

### 3.1 製品の表示

製品の表示が必要な場合は、次のうちから調達品目表に示す。

- a) 業者規格等による。ただし、調達品目表に示した製品の契約不適合の修補等請求期限の表示は、C&LPS-Y00007の2.4.3による。
- b) C&LPS-Y00007の2.4による。ただし、期限付品目については、有効期限（有効期間）を表示する。

### 3.2 製品検査

業者規格等に基づく社内検査に合格し、かつ、製品の品質が保証がされていなければならない。また、図書においては、落丁、乱丁、しわ、たわみ、傷及び汚損等があってはならない。

### 3.3 機能・性能

製品は、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

なお、製品に対する適用については、調達品目表に示す。

### 3.4 出荷条件

品 名	カタログ製品
-----	--------

### 3.4.1 包装

包装は、商慣習とする。ただし、調達品目表に包装レベルを示した場合は、G&LPS-A00004又はG&LP S-E00037のいずれかによる。

### 3.4.2 包装の表示等

調達品目表において包装の表示等を要求した場合は、次による。

なお、該当する包装の表示等は、調達品目表に示す。

- a) 包装の表示・標識は、NDS Z 0001によるほか、次による。
  - 1) 標識は、航空自衛隊標識とする。
  - 2) 内装・個装の表示は、表1の番号1とし、見易い箇所に表示する。
- b) 包装の表示は、表1の番号2とし、見易い箇所に表示する。

## 3.5 その他の指示

### 3.5.1 提出書類

提出書類は、次による。

- a) **類別原資料** 類別原資料は、調達品目表で示した場合に提出する。  
 なお、作成要領等は、G&LPS-Y00007の4.1.1による。
- b) **取扱説明書** 取扱説明書は、次のいずれかによる。
  - 1) 調達品目表で示した場合は、G&LPS-Y00007の4.1.2による。
  - 2) 製品の附属として定められている取扱説明書の場合は、製造会社の規定する業者規格等による。
- c) **特定化学物質等の資料** 契約の相手方は、製品に特定化学物質等が使用されている場合には、特定化学物質等の資料を提出する。  
 なお、作成要領等は、G&LPS-Y00007の4.1.3による。
- d) **化学物質等安全データシート (MSDS)** 製品に特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、労働安全衛生法及び毒物及び劇物取締法に基づく対象化学物質が含まれている場合に1部提出する。  
 なお、提出先は納地毎とする。

### 3.5.2 附属品・予備品

附属品及び予備品がある場合は、調達品目表に規定する事項を除き、業者規格等による。

### 3.5.3 設置・調整

設置及び調整（事前調整含む。以下，“設置等”という。）は、調達品目表に指示した場合に実施するほか、次による。

品 名	カタログ製品
-----	--------

- a) 基地立入申請，車両乗入申請及び就業時間に関わる申請手続きは，官側規則に基づき行わなければならない。
- b) 設置等は，納入部隊と調整し納入部隊の指示により行う。
- c) 設置等に必要な施工用資材等は，すべて契約の相手方が準備する。
- d) 基地内においては，安全に留意するとともに，他の機器，施設等に損害を与えてはならない。また，損害を与えた場合は，契約の相手方の負担により原状に復する。

#### 3.5.4 期限付品目の納入期日

期限付品目の納入期日は，次のうちいずれか早い方とする。ただし，これによりがたい場合は，契約担当官を通じて要求元と協議する。

- a) 製造年月日から6 ヶ月以内
- b) 製造年月日から有効期間の1/3 以内

#### 3.5.5 資料提供

資料提供は業者規格による。ただし，調達品目表に指示した場合，製品の納入後，製品に不具合があり，官から製品に関する資料（製品仕様，規格，性能，その他）等の要求があった場合は，速やかに資料を提供する。

#### 3.5.6 法令等の遵守

契約の相手方は，法令等を遵守する。

#### 3.5.7 仕様書の疑義

この仕様書について疑義がある場合，監督官等を通じて分任支出負担行為担当官（以下，“分支担当官”という。）に申し出る。

### 4 監督・検査

監督・検査は，分支担当官の定める監督及び検査実施要領による。

品名	カタログ製品
----	--------

表1-表示

番号	表示事項
1	調達要求番号 統制番号 物品番号 品名 数量 納入年月 製造者名（若しくはその略号）又は納入者名（若しくはその略号） 有効期限又は有効期間（期限付品目の場合）
2	調達要求番号 図書番号（物品番号） 図書名（品名） 版型式 数量 梱数（2個以上にわたる場合は、○梱中○とする。） 製造者名（若しくはその略号）又は納入者名（若しくはその略号）